

2021年  
3月25日

## プライバシーは民主主義の基礎

政府は2月9日、デジタル改革関連6法案を閣議決定し、国会に提出した。きわめて広範な内容を含む「束ね法案」だ。政府は一気に成立させようという構えだが、これは、市民のプライバシーと表現の自由にかかわる重大な人権侵害法案である。

人は、「監視されている」と感じると、自らの価値観に基づいて自律的に判断し、自由に情報を収集し、表現することが困難になる。プライバシー権は、表現の自由と民主主義の基礎となる極めて重要な人権である。

大量の情報が集積される現代にあつては、公権力により監視対象とされる個人の私的情報は必要最小限度とし、公権力の法的権限と手続きを厳格に定めた法制度が必要である。

## 警察に情報が渡るリスクも

法案では、デジタル庁は「内閣直属の組織」とし、その長は内閣総理大臣とされ、デジタル大臣のほか、民間から採用し、最上級の権限を持つ特別職「デジタル監」等を置くことになっている。

まず国の諸機関、地方自治体の情報システムの共通仕様が強力に図られる。そして、データ主体(日本人)の同意を要せず、省庁間、国と自治体間の情報共有を容易化することが法の重要な目的とされている。

とりわけ危惧されるのは、警察がデ



# 監視社会化を招くデジタル改革関連法「デジタル監視法」に反対する

海渡 雄一 (共謀罪対策弁護団・デジタル監視法案に反対する法律家ネットワーク)

デジタル庁にアクセスすることにより、国と自治体がつけている情報を自由に取り出せる仕組みができる可能性があることである。

警察は運転免許システムという最大の個人情報システムを管理運用してきたが、厚労省が所管していた保険証システムとともに、マイナンバーシステムの下に統合化されようとしている。デジタル庁は内閣官房に置かれ、警察の出先ともみなせる内閣情報調査室と緊密な関係を持つことが予想される。

内閣情報官を長く務め、現在国家安全保障局長の任にある北村滋氏は、「内閣総理大臣と警察組織―警察制度改革の諸相」という論文の中で、内閣総理大臣を介して政府と警察組織の直接の指揮命令関係がありうると論じている。さらに、「近年においては、内閣の危機管理機能を強化するという観点から、警察、海上保安、麻薬取締り、そして入国管理といった治安保安機構を統合するという考え方が大きな趨勢である」としている。

2019年7月15日、札幌で参院選の演説をしていた安倍首相にヤジを飛ばした市民が強制排除されるという事件が発生した。総理に不快な思いをさせないために、総理の演説に対するヤジは取り締まるように、全国指令が出たのであろう。

これは、警察の政治的中立性を定めた警察法2条違反だ。しかし、総理の目となり、耳となって官邸を支える内閣情報調査室は、実質的には警察機構のトップに君臨しながら、警察法の軛を免れ、官邸の私兵(官邸ポリス)化してきた。法案が監督機関とした個人情報保護委員会だけで、このような権限の濫用を抑止することは困難だ。

## 前社の個人情報情報を新規雇用先に?

さらに、整備法において、マイナンバー法を改正し、従業員の転職時等に使用者間での特定個人情報の提供を認

める制度(一応本人同意は取るようだが)、マイナンバー法を改正し、医師、看護師、税理士などの32の国家資格者についてマイナンバーの登録を義務付ける制度なども目論まれている。地方標準化法案では、地方自治体において積み重ねられてきた個人情報保護の仕組みを無効化することも狙われている。これだけの大きな法制度を作るのであれば、デジタル庁の創設と同時に、ヨーロッパ各国で導入されている個人のプライバシーを保護するための基本的なシステムを確立することが前提である。まずは、先述の個人情報保護委員会の独立性を高め、体制を強化することが必要不可欠である。さらに、特定秘密の指定と情報機関の諸活動については、特別の監視機関が別途必要である。

## デジタル監視法案に反対しよう

政府からは、デジタル化によって多くの業務が「便利になる」との宣伝文句が流布されている。しかし、騙されてはいけない。この法案は、ひとにぎりの便利さと引き換えに市民のプライバシーを政府に売り渡そうとするものであり、まさに「デジタル監視法」と言つてよい。野党は、日弁連の提案などをもとに、法案に対する抜本的な修正案を準備し、政府・与党が、このような法案の修正に応じない限り原案には反対するべきである。

デジタル監視法案に反対する法律家ネットワークは2月25日に会見を開き、「デジタル監視法案」(デジタル化関連法案)について、プライバシー保護の観点から慎重審議と問題個所の撤回・修正を求める意見書を公表した。

会見の動画配信↓



<https://youtu.be/4soUNVfBaM>



# 子どもに被ばくさせた責任を取れ

子ども脱被ばく裁判 不当判決

押し付けられた20ミシールベルト

2021年3月1日、「子ども脱被ばく裁判」の判決が福島地方裁判所で言い渡されました。判決は不当なもので、原告はその手に「不当判決」「子どもの未来を閉ざす」という幕を掲げました。

「子ども脱被ばく裁判」は、福島県内の地方自治体に対し、福島県内の小中学校での教育は健康リスクがあるとして、安全な環境で教育を受ける権利があることとの確認等を求めたもの。東京電力福島第一原発事故当時、福島県に居住していた親子約170人が原告となり、国と福島県に対し、子どもが無用な被ばくをさせられたことによる精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めている裁判です。

学校教育では、子どもの健康が守られるべきものとして、学校教育法、学校保健安全法、学校環境衛生基準法が定めら



れています。法律には、子どもが化学物質にさらされることのないよう、慎重な基準が設定されていますが、放射性物質は除外されているのです。裁判では、放射性物質についても他の化学物質と同じリスク評価で入れるべきだと主張し、そうすると、今の環境では危険性があるのではないかと主張してきました。

福島県内では、20ミシールベルトが押し付けられ、学校の校庭は3.8ミシールベルト/時で使用が許可されました。この数値は、平常時の100倍にあたります。事故直後、こいつは環境で子どもたちは被ばくにさらされてきました。

それを促すような発言をした福島県の放射線リスクアドバイザーの山下俊一氏は、「毎時100ミシールベルトまで大丈夫」「ここにこいていれば、放射能は来ない」「マスクは不要」「1年100ミシールベルトを浴びてもがんのリスクはない」などと、「福島県は安全だ」と繰り返していたのです。安全キャンペーンを進めた福島県を後押しする専門家として保護者の間でも有名な存在でした。

しかし、2020年3月の口頭弁論で山下氏は、「にじにじ」は「緊張を解くためだった」と発言。また、「100ミシールベルト以下でも、発がんリスクはよくなる」とも発言。当時の「がんリスクはない」発言を翻し、「(影響は)ゼロとは言えない」と撤回したのです。

また、この裁判では、不溶性放射性物質についても議論し、国の機関が測定したもので、98%が不溶性放射性物質だったことも明らかにしています。以前本紙でも取り上げましたが、この不溶性放射性物質は、体内に入った場合、体内に長くとどまるため、どのような影響がある

のか、現時点ではわからないのです。そういった危険性のあるものを、大人も子どもも吸い続けています。

重要な論点「子どもの健康」を無視

こうした重要な議論を経て、迎えた判決は、不当なものでした。

この裁判は、他の裁判と比較して、特に「子どもの健康」に力点を置き、放射線の危険性を訴えています。その重要な論点を、遠藤東路裁判長は軽視。この裁判長は2020年6月、「放射能で汚染された農地を原発事故前の状態に戻せ」と訴えた民事訴訟の裁判で、「放射性物質のみを土壌から除去することは事実上不可能で、東電がこれを管理することはできない」とし、「自分で除染して費用を請求できる」と理不尽なアドバイスをして問題になった裁判長でした。

この裁判においても、「教育環境のリスクを考えるのは自治体に裁量権がある」としたのです。しかも、現段階での評価で「小児甲状腺がんは放射線影響とは断定できていない」とし、対応しなくて良いと判断。また、国の責任については、「若干不適切だったが違法とはいえない」「ただちに違法とはいえない」という歯切れの悪さ。井戸謙一弁護士は「調整型の判決で、とにかく気持ちの悪いもの」と話していました。

原告の1人、長谷川克己さんは、「息子には、正直すぎるよとバカをみる世の中であってほしくない。お父さんはそう生きていく、と伝えたい」と悔しさをこめて話しました。

(吉田千亜)

3月11日、各地で東日本大震災、東京電力福島第一原発事故に関するイベントや発信が行われた。広島・長崎の原爆投下の日のように、敗戦記念日のように、「10年」を扱う番組もあっただろう。

しかし、原発事故は何も終わっていない。未だに原子力緊急事態宣言は解除されておらず、通常、公衆の被ばく限度は1ミシールベルト/年にもかわらず、福島県民には20ミシールベルトが押し付けられたままだ。

見通しの立たない燃料デブリの取り出し、たまり続ける汚染水など問題は山積している。最近になって1号機と2号機の共用排気筒が途切れていたことが発覚し、2月13日に起きた福島県沖地震後、格納容器の水位も低下した。

何よりも、被災者への賠償と避難者への生活支援ができていない。今も被害を出し続け、謝罪も賠償もされていない原発事故被害者、「メモリアル」のように扱うことは、決して許されない。

## 核被害に「節目」はない

### 3・11 東電本店前で市民が抗議

毎月11日に東京電力本店前で集会を開いてきた「たんぼ舎」などの市民団体の呼びかけで、東電前には500人を超える市民が集まった。10年間脱原発の運動を続けてきた様々な団体が、賠償や健康被害を認めないまま再稼働へと進もうとする東電と国に抗議の声を上げた。

さよなら原発1000万人アクションの呼びかけ人である落合恵子さん(エッセイスト)は「原発建設は、原子力の平和利用などというウソから始まっている」と発言。ウソについても強ければ責任を問われない社会にはいけない。物言わぬ市民が物言えぬ社会を作る。「私たちは声を上げ続けよう」と訴えた。

最も印象的だったのは、ローマ教皇に会い、避難者として原発事故被害を訴えた鴨下全生さんの発言だ。

事故当時8歳だった鴨下さんは、原発事故で避難生活が始まり、なまりを消し、いじめや、福島に生まれ避難していることを隠して東京で暮らした。

「僕は、福島でも東京でもない中途半端な東京の子として育ちました」という言葉には、ふるさとを失い、アイデンティティを奪われる苦しみ伝わってきた。しかし、自分を隠すのをやめ、発言をしていくことに決めた彼の言葉は力強い。

「被ばくの害が全て明らかにするにはおそらく何十年も先になるでしょう。核被害に10年の節目などはありません。セシウム137の半減期は30年です。そしてその被害は僕たちが死んだ後も続いていくのです。10年の節目だといってすべてを過去のことにしてしまいたいのは、東京電力や国だと思います。」

10年は原発事故被害の通過点にすぎない。私たち大人は肝に銘じ、発信し、動き続けなければならぬ。

(池田万佐)



落合 恵子 さん



### 国際女性デー Qの会院内集会 議席の半分に女性を!



Qの会代表  
赤松 良子さん

2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が発効して3年。クォータ制を推進する会(Qの会)は3月4日、参議院議員会館で集会を開き、127人がオンラインで参加した。

#### 各政党からの報告

Qの会では、あらかじめ各政党に以下について回答を含め取り組みについて報告するよう依頼。それは、①女性候補者擁立の目標値、②現職のいない選挙区に女性候補を擁立することを考えているか、③比例区の名簿上位に女性候補擁立を考えているか、④党の役員や選対委員女性割合は、である。

自民党は、野田聖子幹事長代行が「自民党は地方組織で了承された人が候補になる慣例があるので、まずは地方組織の選考委員に女性を入れるよう通達を出し、野田塾等でシンボルとしての女性候補ではなく、即戦力となる女性を育てて50人のリストをやっと作った」。さらに、法律については、衆院選前に改正(努力目標でなく義務化)して期待通りの効果が出るかわからないと語った。

古屋範子公明党副代表は「全国に約3000人いる議員のうち9500人が女性で35%。女性議員勉強会で男女平等、

選択的夫婦別姓の政策づくり、人材育成につとめている。数値目標はまだ正式決定していない」と発言。

立憲民主党の平野博文選対委員は、「国会議員は衆参合わせて152人、うち28人が女性で18.4%、不十分だと反省している。ジェンダー推進本部(大河原雅子部長)と選対委員会をリンクし、30%を公約として掲げている」という。

小池晃共産党書記局長からは「Qの会の掲げる50%という目標は必須で、とりわけ国会で重要。現在、国会議員は25人中女性が8人で31%、比例区では女性候補をできるだけ上位に持っていく。党の役員は8人中2人。コロナ禍の中で女性の貧困が増大している。女性が出られる環境づくりに努めていきたい」と発言があった。

日本維新の会は、浦野靖政調会長が発言。「わが党にはマッチョなイメージが付きまとうが、女性候補を増やすことが必要と考え、候補者発掘に努力している」と語った。

国民民主党の岸本周平選対委員長は、「フランスではパリテ法で50%を掲げ、政府が実行してきた。今大学では、生理用品を全ての女子学生に無料で配っている。日本も見習うべきだ。党は、女性候補者を29%立てているが、目標は35%で選対役員も同様。女性議員を増やすために、メンター制度、相談窓口、女性候補への上乘せ資金などを提案している」と述べた。

福島みずほ社民党首は「この度改めて政策の柱として『ジェンダー平等』を打ち出した。衆議院の候補者は6人で男女同数。常任委員会、選対役員も50%。各都道府県の役員は男性が多いが、35%を目指す」と意思表明。「みずほ塾でこれまで女性議員を多く送り出してきたが、雇用、意思決定、性教育、リプロダクティブ・ヘルス&ライツなどの政策をさらに刷新し、女性と若者をつなぐ党したい」と抱負を語った。

最後に赤松良子代表が「女性の政治参加のためWINWINを立ち上げ、Qの会が生まれ、一生懸命活動してきた。だが、国際的に見てもパツとしない。女性議員が少ないからだ。女性たちも、もっと自ら責任を負う覚悟で立候補してほしい」と檄を飛ばした。

結果を出そう  
集会後半では、他の出席議員、大橋ゆりさん(青山学院大学の学生)、一橋大学の中北幸爾教授、上智大学の三浦まり教授などがスピーチ。

辻元清美衆議院議員の「25年前に土井たか子さんから『何としても女性国会議員を』と説得され議員になったが、森発言で、図らずも日本の男女不平等が可視化された。選択的夫婦別姓は期限を切つてオリ・パラまでに実現していきたい」という発言は、本集会の意義を浮き彫りにした。

(恵)

### 女性による女性のための相談会

## 「あなたは悪くない」に自信を取り戻す女性たち



お花をどうぞと勧めると「良いんですか?」と喜ばれたという



相談者に必ず渡される7品(マスク、マスク用ケース、生理用品、除菌ティッシュ、ストッキング、絆創膏、基礎化粧品)

3月13日朝。暴風雨をものともせず、カップ姿の女性たちがテントを設営し、米や野菜、衛生用品や花などの支援物資を次々と搬入していく。撥水シューズを履いていても、中はぐっしょりだ。3月13・14日、大久保公園(東京都新宿区)で「女性による、女性のための相談会」が初めて開催された。

同じ場所でも年末年始に行なわれた「年越し支援・コロナ被害相談村」には344人が相談に来たが、女性は約2割。コロナ禍で困窮する女性が増えているのにも、相談者が少ないのは、男性には相談しにくい、家族を優先させて自分は後回し…になりがちという問題があった。

そこで、労働組合、市民団体、日本労働弁護団等の女性有志約60人が実行委員会を結成し「スタッフ全員女性」という、この相談会が実現した。賛同し、参加したボランティアは13日80人、14日140人。2日間1225人の相談を受けた。

周囲から見えないようにテントを設置し、カフェ風にお茶を飲みながらリラックスしてもらえよう工夫。編集部が取材したのは13日だったが、悪天候の中、準備している間にも10数人が開始を待っており、彼女たちの困窮状況が推察できた。

住居がない女性(ネットカフェや路上生活等)は10人ほど相談に訪れた。生活保護申請を決めた人もいるが、なぜ、ここまで追い込まれたのだろうか。相談会で特徴的だったのは、女性たちが登録型派遣など、不安定雇用だったことだ。何年も働いた職場を去ることになり、経済的困窮と不安定な生活で心身を病んでしまった人もいる。もう一つの特徴は「家族」というから」と、家族からの孤立や暴力があっても支援制度が受けられない事例が多かったことだ。

70代。家族からの暴力で家を出て、友人宅に。保証人と「緊急連絡先は身内で」という条件がネックとなり、住むところが見つからない。

30代。家族からの暴力でシェルターに住んでおり、心療内科に通っており、病院の近くで生活保護を受けた。申請のため地元窓口へ行ったが、複数部署をたらい回しされ、申請できなかった。

30代。細切れでイベント系の派遣労働をしてきたが、コロナで仕事がなく、家賃も払えない。母からの虐待

で家を飛び出した。高校時代からバイトをして家にお金を入っていた。自分のためには使えず、ちゃんとした仕事に就けなかった。所持金1万数千円。相談のごく一部だ。日常的に抱えてきた困難が、コロナを機に女性たちのくらしや命まで脅かしている実態が見える。

今回、相談をして「あなたは悪いのではない」と言ってもらい、自信を持った人もいる。「仕事が見つからないのは選り好みしているからだ」と自分を責めていた人は、支援員から「その仕事を選ばなかったあなたの判断が正しい」と言われ、女性だからといって低賃金を選ばなくていいのだと肯定され、明るい表情を浮かべたという。

女性は職場や家庭で否定されがち。リラックスできる空間で自分の気持ちを話し、「あなたは悪くない」と女性たちから肯定される。今だからこそ、このような相談が必要なのだ。

本来、今回のような女性への支援を民間ボランティア頼みにするのは筋違いだ。公助が行き届いていないことが問題だと、国と自治体は自覚すべきだ。



国際女性デーの3月8日、法務省前で行なわれたフラワーデモ。性暴力被害当事者らが「#同意のない性交を犯罪に」等のプラカードを掲げ、刑法改正を訴えた(同日、法務省検討会・第13回会合が開かれた)。